

中国WTO加盟の財政へのインパクト

張 忠任
西 田 小百合

はじめに

1. WTO加盟までの中国の財政概況
——外資企業への財政的優遇政策を中心に
 2. WTO加盟による中国の財政的対応
 3. 税収に関する推定結果
 - (1)国内総生産
 - (2)関税収入
 - (3)増値税及び消費税
 - (4)営業税
 - (5)企業所得税
 - (6)税収総額
 - (7)まとめ
- おわりに

はじめに

世界貿易機関（WTO）加盟により中国経済は大きな影響を受けているが、財政面でのインパクトはことに大きい。加盟国の財政に関しては、関税はもちろん、外資企業の内国民待遇、輸出補助金禁止、透明性の原則等もWTO規則により要求されるため、中国は適切な財政的政策調整を行わなければならない。特に、WTO規則に違反して提訴される可能性のある租税優遇措置を改正し、WTO加盟により経済活動によってインパクトを与える産業に対して財政的対応策をとる必要がある。そこで、WTO規則に備えて、中国は税法改正を予定している。

これまで、各種研究機関はCGEモデルなどを使用して¹⁾、WTO加盟後、中国が貿易自由化などを行うことにより、労働、投資、技術進歩などの経済成長要因、産業構造などにどのような影響を与えるかを推定しているが、財政へのインパクトは取り上げられてはいないうようである。

本稿は、WTO加盟に備えて、中国が改正しなければならない財政的法規（特に税法）

の変化及びWTO規則に従う産業保護のための可能な財政的対応などを分析した上で、中国の税収の動向、財政構造の変化、中央・地方間財政関係の行方などを展望することを目的としている。特に、①常識的には、関税率の引き下げとともに関税額も減収になるはずであるが、どうして中国の関税額は逆に増額するのか、②間接税である両税（増增值税及び消費税）の増収により中国の財政規模及び中央と地方の政府間財政関係にどのように影響を与えるのか、③国内外企業所得税（法人税）を統一して、即ち外資系企業に内国民待遇を賦与するなど、中国の外資誘致政策がどのように変化していくのか、などの諸点について解明しようとしている。

なお、WTO規則に違反しないよう補助金は新設されないことから、WTO加盟による財政支出への影響は小さいと考えられるため、本稿は財政収入、特に税収へのインパクトを中心に検討する。

1. WTO加盟までの中国の財政概況——外資企業への財政的優遇政策を中心に

中国の財政は、1980年代の財政請負制を経て、1994年には抜本的な財政改革として分税制²⁾を導入している。

財政収入の主体は税収であり、税収は財政収入の約94%を占めている。税収のうち消費税、増增值税（輸入品の消費税と増增值税を含める）、営業税及び企業所得税（日本の法人税に当たる）は主幹税となり、全税収の約74%、特に消費税と増增值税（輸入品の消費税と増增值税を含める）だけでも約5割を占めている（図1）。

WTOルールと関係ある税種は、主に企業所得税、及び「流転税」（流通税）4税である関税、消費税、増增值税（輸入品の消費税と増增值税を含める）、営業税である。

WTO加盟のため、中国は関税率を引き下げている。その歩みは次の通りである。表1に見る通り、1991年に輸出補助金を廃止、1992年以降2002年まで11回にわたって関税の引き下

図1 中国の税収の構成（1999年データ）

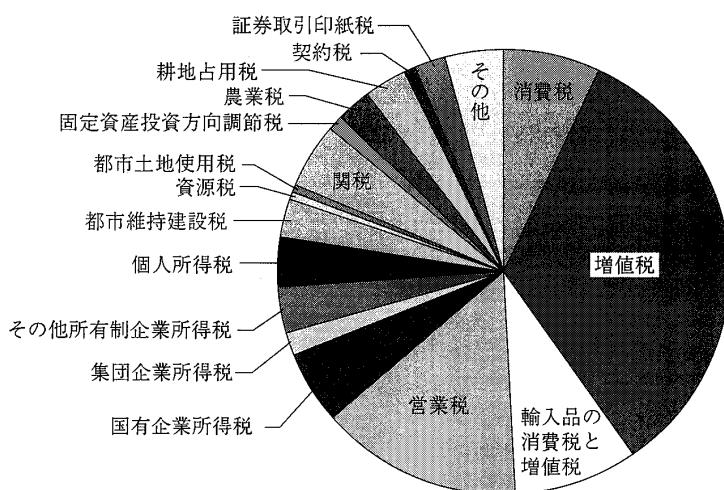


表1 中国の平均関税率引き下げの歩み

	引き下げ後関税率	減税品目数	全品目
1992年1月	39.90%	225	6,265
1992年12月	36.40%	3,371	6,265
1993年12月	35.90%	2,898	6,350
1995年3月	35.60%	246	6,350
1996年4月	23.00%	4,971	6,549
1997年10月	17.00%	4,874	6,940
1999年1月	16.80%	1,014	6,940
2000年1月	16.40%	819	7,062
2001年1月	15.30%	3,462	7,111
2002年1月	12.00%	5,332	7,316

げを実施してきた。1992年1月に225品目（全品目6,265品目）の関税率を引き下げ、平均関税率³⁾は43.2%から39.9%へ低下した。1994年に輸入割当制度を大幅廃止、1994年4月に282品目（全品目6,350品目）、1995年3月に246品目（全品目6,350品目）に暫定関税率を実施し、平均関税率を35.6%に引き下げた。また、WTOへの加盟が確実視された2001年には、1月1日から3,462品目（全品目7,111品目）の関税を引き下げ、平均関税率を15.3%に、さらに2002年1月1日から5,332品目（全品目7,316品目）の関税率を引き下げ、平均関税率を12%に引き下げている⁴⁾。なお、平均関税率は2005年には10%に引き下げるという取り決めがある。

增值税（付加価値税）は中国の最大の税収源である。增值税の軽減措置について、一般的には企業は自ら開発・生産したソフト製品を販売する場合、17%の法定税率で增值税を徴収した後、6%を超えた部分が還付される。小規模の生産企業がソフト製品を生産・販売する場合6%の増税率を適用、小規模の商業企業がソフト製品を販売する場合4%の増税率を適用するとされた。2000年6月から、ソフト産業と集積回路産業の発展を促進するため、2010年まで企業は自ら開発・生産したソフト製品を販売する場合、17%の法定税率で增值税を徴収した後、3%を超えた部分を還付するとされている。

地域的增值税優遇政策もある。例えば、珠海国家高新区（ハイテク産業開発区）では、增值税は17%で徴収するが、実際には3%以外の部分は徴収後還付するとされている。嘉興経済（技術）開発区では、200万ドル以上を投資したハイテク企業、500万ドル以上を投資した中国政府に奨励されるプロジェクト及び1,000万ドル以上を投資したプロジェクトは、1～5年目に增值税50%を還付される。

增值税の問題点をいえば、主に固定資産投資が增值税課税となるため、企業のコスト圧力や投資抑制要因となり、今後のハイテク重視、中西部大開発のための設備投資とインフラ促進にも不利である。また、輸出においても、增值税のコスト圧力と輸出還付制度が不完全であることにより、中国製品の国際競争力が弱まっている。さらに、外資系企業に対

しては輸入設備の免税があるが、内資企業には課税されるため、不公平である。

消費税は1994年分税制改革において新設された税目であり、タバコ、酒類、乗用車などの11品目のみに課税される。そのうち、従価税として課税されるものには、タバコ、白酒などがあり、従量税として課税されるものには、ビール、ガソリンなどがある。なお、輸入品に対する増增值税と消費税の徵稅は税関で代行して徵収されるため、輸入間接増增值税及び消費税とよばれる。

営業税の免税措置については、従来農業灌漑、病虫害予防・治療、植物保全など及びその関連業務、家禽、牧畜、水生動物の種付け、病気予防・治療などの労務による収入に対して、営業税の免税が適用される。1999年11月から、技術譲渡、技術開発の業務及びこのような業務に関連する技術諮詢、技術サービス業の収入に対しても、営業税免税とされる。

営業税の問題点といえば、主に営業税と増增值税との二重課税のことが挙げられる。一般的には、増增值税と営業税の課税範囲には排除性がある。つまり、通常は同一の企業に対して、増增值税と営業税のうち、1種類しか課税しないことである。しかし、増增值税と営業税の二重課税の問題が僅かながら存在している。例えば、①生産部品の運送に対して、運送料金に3%の営業税が課される。この営業税の税金は、製品のコストのなかに転嫁され、製品の増增值税の課税範囲に入る。②建設・不動産業では、購入した建設資材等にかかる仕入増增值税が控除できない。この増增值税の税金は建設・不動産業のコストとなって転嫁され、営業税の課税範囲に入る。

中国の企業所得税は日本の法人税に当たるものである。統計では、国有企業所得税、集團企業所得税及びその他所有制企業所得税に分けられているが、その他所有制企業には、私営企業、外資企業、中外合弁企業が含まれている(図1)。しかし、『中華人民共和国企業所得税暫定条例』(1993年12月)は国内企業のみに適用される。外資系企業に対しては、『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』(1991年4月)がある⁵⁾。国内企業の所得税の標準税率は33%であるのに対して、外商投資企業及び外国企業所得税の標準税率は30%であるが、これに加えて地方所得税率は3%であるため、合計33%となる。

企業所得税には優遇措置が最も多い。これまで、財政では外資企業に対する「超国民待遇」が行われてきている。そのうち、特に企業所得税の優遇措置が挙げられる。内外資企業間の所得税負担の不公平により、とりわけ中国の国有大中型企業の所得税負担が過重となっている。外資系企業の主な租税優遇措置については、従来の優遇措置⁶⁾として、地域別から見れば、経済特区、経済技術开发区、沿海経済開放区等、企業別に見れば、生産型企業、製品輸出企業、先進技術企業等への企業所得税減免税措置がある。生産型外資系企業に対しては15% (通常は30%)、その中で経営期間10年以上の企業に対しては、黒字計上年度から2年間納税免除、その後第3年度から5年度までの3年間も半額免除(いわゆる2免3減)となる。また、港口・埠頭建設に従事する中外合弁企業に対しては15%、その中で経営期間15年以上の企業に対しては、黒字計上年度から5年間納税免除、その後5

年間も半額免除となる。製品輸出高が総生産高の70%以上の企業（輸出型企業）に対しては、2免3減後も税率を10%に軽減、技術先進型企業と認定されれば、2免3減後もさらに3年間半額免除となる。農業、林業、牧業に従事する外資企業、或いは邊鄙な地域にある外資企業に対して、2免3減後は10年以内15~30%の企業所得税の軽減となる。また、企業に対する地方所得税（税率3%）⁷⁾については、利益を計上した年から7年間免税となる。外資企業から得た徵稅後の利潤を当該企業又は再び中国国内での他の外国企業に再投資し、その経営期間が5年以上の場合は、再投資部分の納税済み所得税の40%を還付するとされる⁸⁾。

2000年4月から、外資が研究開発センターを設立する場合⁹⁾、自社輸入の輸入設備にかかる関税・輸入間接税を免税、技術の譲渡にかかる営業税を免税、研究開発費が対前年比10%増の場合、所得税納税額から技術開発費としての控除が認められる。

また、2000年1月から、中西部地区¹⁰⁾に設立する外国投資企業に対して、現行税収優遇政策の期間満了後の3年以内、15%の税率で企業所得税を徴収する新たな税収優遇政策を行っている¹¹⁾。製品輸出高が総生産高の70%以上の企業（輸出型企業）に対しては、2免3減後も税率を10%に軽減する。2002年5月から、上記の奨励類に当たる外資企業に対して、その主要業務収入¹²⁾が総収入の70%を超えた分に限り、15%の税率が適用される。交通、電力、水利、郵政、放送の産業に属する企業に対して、内資企業では生産經營を開始した日から、外資企業では経営期間10年以上の企業に限り、黒字計上年度から2免3減が適用されると具体化されている。

以上の租税優遇措置では、経済特区、経済技術開発区、沿海経済開放区、中西部地域等の地域性への優遇措置、ハイテク関連への優遇措置及び外資系企業に対する超国民待遇の問題は、WTO規則とは関係がないと思われる。

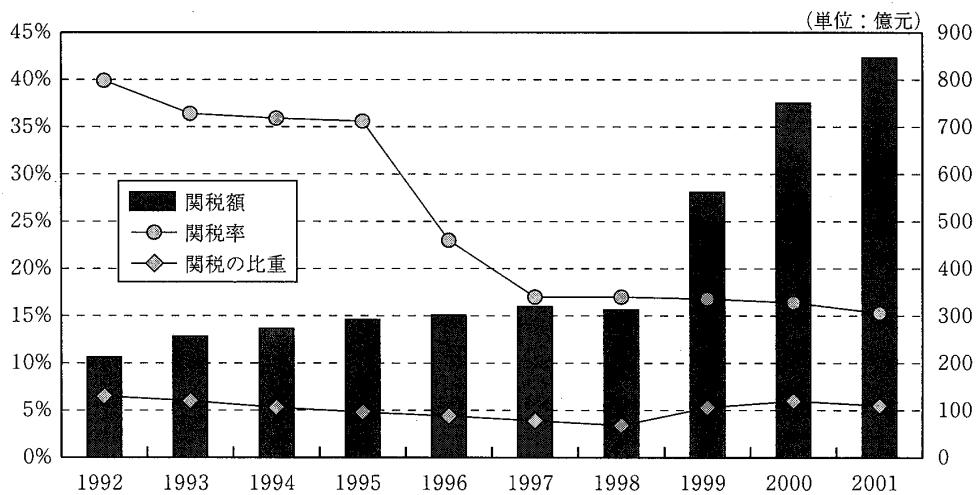
2. WTO加盟による中国の財政的対応

WTO加盟による中国財政への影響として考えられるのは、関税引き下げなどによる歳入変動のほかに、WTO加盟に備えて行われる、税制の透明度と規範性の向上及び財政的法規の調整、税法改正（特に改正しなければならない部分に関するもの）である。WTO規則に違反しない範囲内の本国の産業保護のための財政的施策も考えられる。

まず第1に、WTO加盟の中国財政へのインパクトとして、まず関税の収入減が予想される。取り決めに基づいて引き続き段階ごとに関税率を引き下げ、2005年に平均関税率を発展途上国の平均水準以下に引き下げる。ところが、平均関税率の引き下げは、関税の減収をもたらすと同時に、輸入を拡大させて、関税を増収させる。両者は相殺され、純計では関税はどれぐらい収入減になるかが問題となる。

常識的に考えると、関税率の引き下げとともに、関税額も減収になるはずであるが、2001年までの統計データでは、中国の関税額は逆に増加していることが分かる。2001年

図2 中国の関税額と関税率の推移



までの10年間、平均関税率は39.9%から15.3%に引き下げられたにもかかわらず、関税額は年平均16.6%伸びており、関税の比重（関税額の対税収総額比）でも、2001年は1992年より1%しか低下しておらず、特に1994年以降ほぼ横ばいになっている（図2）。なぜこのような常識と逆の現象が起こったのだろうか。

この現象の発生要因としては、次のような事実があげられるだろう。①WTO加盟により、関税率が大幅に引き下げられ、非関税障壁が多く撤廃され、輸入品に対して中国市場が開放されるようになり、輸入量が拡大していくと考えられる。また、近年の輸入増は密輸を有効に取り締まることができるようになったことも関係がある。②国際石油価格が上昇しているにもかかわらず、中国は原油や石油関係製品の輸入を増やしている。③国内企業の経営が良くなり、関税の滞納が減少している。また、近年税関管理を強化しており、脱税なども少なくなっている。④従来中国の関税率は高かったが、関税の実効税率が低かった。例えば、1994年には平均関税率は35.9%であったにもかかわらず、実効税率は18.3%にすぎなかった。

なお、中国で従来関税の実効税率が低かった理由として、いわゆる輸入関税割当制度（the import tariff quotas）との関係を挙げることができる。輸入関税割当制度とは、割当内で輸入される商品には低関税率で、割当量を超えた輸入量には高関税率で課税するというものである。ところが、中国のWTO加盟関係文書においては、関税割当に関して透明性、予見性、統一性、公平性、無差別性を確保し、WTO協定に整合的に運用するという規定がある。したがって、今後中国は輸入関税割当をさらに積極的に廃止することが考えられる。よって、中国の関税の実効税率は平均関税率に次第に近づくであろう。このような理由から、中国が関税率を大幅に引き下げても、関税収入はそれと同じ比率では低下しないと考えられる。

第2に、增值税については、WTO加盟による関税率の引き下げ、非関税障壁の撤廃及

表2 各産業の増値税額と負担率

(単位：億元)

産業	固定資産の増加額	工業増加額	増値税納付額	増値税実際負担率
石炭採掘・加工業	176.77	473.94	78.24	26.3%
食品製造業	13.28	110.73	19.49	20.0%
木材加工及び竹藤シユロ製品業	7.57	25.78	4.77	26.2%
家具製造業	5.73	8.51	1.10	39.5%
製紙及び紙製品業	38.63	108.43	21.41	30.7%
文教体育用品製造業	1.61	12.29	2.41	22.6%
石油加工及びコークス製造業	133.66	519.94	111.89	29.0%
化学原料・製品製造業	198.21	633.08	103.19	23.7%
医薬製造業	32.20	281.13	52.30	21.0%
化学繊維製造業	44.47	154.56	29.04	26.4%
プラスチック製造業	13.00	45.60	8.45	25.9%
非金属鉱物製品業	45.30	362.67	68.43	21.6%
鉄冶金及び圧延加工業	160.77	856.06	176.62	25.4%
非鉄冶金及び圧延加工業	18.32	220.39	45.17	22.4%
交通運輸設備製造業	189.21	819.00	133.75	21.2%
水道水生産及び供給業	83.2	133.64	15.38	30.5%

び輸入品に対する市場開放の進展とともに、中国の輸入量は拡大していくことが考えられる。よって、国内工業品への内需が縮減され、工業の増値税が減少することになる。これに対して、商業の増値税が増える。ともあれ、増値税には若干の収入増が予測できる。

中国では、増値税法も大幅な改正が予定されている。増値税の課税方式は生産型増値税、消費型増値税、収入型増値税という3種類に分けられる¹³⁾。

いくつかの産業では、現行の増値税制度は中国製品にとって輸入製品との競争に不利である¹⁴⁾。現行増値税は、輸入製品に対して徴収する増値税率は17%であるが、輸入製品より税負担が重くなる産業もあり、このような産業においては、輸入製品は事実上「超国民待遇」を受けているといえる。WTO加盟後、中国の工業分野で次の16産業は増値税において不利な地位に置かれるが(表2)、もっとも大きな打撃を受けるのは、石炭採掘・加工業、木材加工及び竹藤シユロ製品業、家具製造業、製紙及び紙製品業、化学繊維製造業、プラスチック製造業、鉄冶金及び圧延加工業、そして水道水生産及び供給業の8業種である(表2)。

輸入製品に対しては、増値税の税率が17%で、加えて輸入関税が7.7%（2010年に鉱工業品の平均関税率は算数平均8.9%に引き下げる予定であるが、注3の回帰式で測定すれば7.7%になる）、合わせて24.7%の負担となる。一方、上記の8業種においては、中国国内製品の増値税負担率は25%以上であるので、輸入製品は中国の国産品と比較して、事実上関税はマイナスになっているということになる。この問題点を克服するために、付加価値税の国際的平均水準を参照して、17%の増値税率を19%に引き上げるという案がある。

いくつかの産業で輸入製品が事実上マイナス関税になることを克服するため、増税率の引き上げよりも、現行の生産型増税を消費型増税に改正する方向が適切だと考えられている。また、現行の生産型増税制度では、固定資産に投資をすると、固定資産の増税課税によりコストの圧力となるので、企業の固定資産投資が抑制されており、今後のハイテク重視、中西部大開発のための設備投資とインフラ促進にも不利である。さらに、外資企業は輸入設備の免税があるが、内資企業は課税されるという不公平もある。製品のコストを低下させ、設備の更新や技術の進歩を促進するため、中国は現行の生産型増税を消費型増税に改正することを計画している。

さて、増税と営業税の二重課税という問題点を克服するため、営業税の課税範囲を縮小し増税の課税範囲を拡大して、つまり物品販売だけではなく、従来営業税の課税範囲であった不動産業、建設業、交通運輸業等のサービス業を増税の課税範囲に組み入れるという提案がなされている。このことから、増税が増え、営業税が減ると考えられる。

また、輸出には増税の還付制度があるが、不完全であるので、中国製品の国際競争力が弱まっている。この問題点を克服するため、完全な増税の還付制度を施行することが提案されている。これにより、輸出品の増税還付が増えて、増税の収入減になる。

なお、製品輸出企業の減免税期間満了後、生産高の70%以上の製品輸出に対する増税の半減措置は、税金を用いた輸出補助金となるため是正しなければならない。また、鋼材メーカーが国産の鋼材を使用して製品を輸出企業に販売した場合には、増税を免税すると同時に、その仕入税額を国内売上税から控除できる措置、国際入札で国内製品を輸出とみなして増税の還付を適用する措置、外国投資企業が国産設備を購入したときの仕入増税還付措置など、補助金として解釈され、提訴される可能性もあるものに関しては、対応策を考えなければならない。

第3に、企業所得税法の統一には、最も関心の高い問題として、外資系企業に対する超国民待遇である優遇税制をどうするかという課題が含まれているが、外資系企業を優遇するかどうかは、WTOのルール違反と直接の関係はない。内外資企業間の所得税負担の不公平という問題点を克服するために、中国は内外企業の税率統一を税法改革の主要目的としており、外資系企業への優遇税制を撤廃し、国内企業と同様の税制度を外資企業にも適用し、現在の中国企業向けの「企業所得税法」と外資系企業向けの「外国投資企業及び外国企業所得税法」を統一するという方針が検討されている。

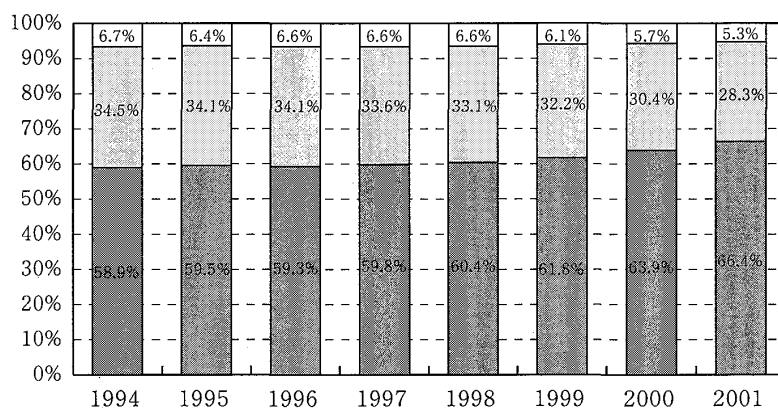
前述したとおり、外資企業の製品輸出企業への再投資に対する所得税還付措置は、輸出企業に対する直接的な税金の補助となるため、是正すべきである。生産物償還方式¹⁵⁾による源泉所得税の免税も輸出補助と見なされる可能性が高く、廃止しなければならない。ただし、発展途上国に対する過渡期特殊条項があり、2003年1月1日までその廃止を延期することができる。また、技術改造プロジェクトの国産設備の40%を企業所得税から控除できる投資税額控除は輸入代替のための直接税の補助金と見なされて、提訴される可能性が

ある。

外資誘致の地域的条件については、これまで沿海部への進出ならば所得税が安くて済むが、内陸部へ進出すると税率が倍増するという問題がある。中国は、中西部の開発を促進し、沿海部だけでなく、内陸部にも外資を多く誘致しようとしているため、経済特区の見直しにまで発展することも考えられる。こうして、従来の地域別、企業別、直接型の優遇措置から最近のハイテク重視等の産業政策型、中西部開発型、間接型の優遇措置に移行する可能性がある。

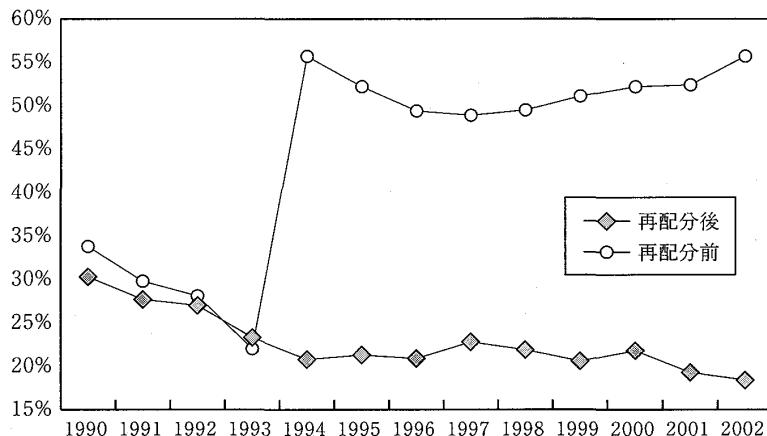
第4に、中国における東部、中部、西部という3大経済地帯¹⁶⁾の地方財政収入構成比（各経済地帯財政収入の対地方財政総収入比）から見れば、1994～2001年の10年間に、東部は58.9%から66.4%へ上昇しているのに対して、中部は34.5%から28.3%、西部は6.7%から5.3%へと低下していることが分かる（図3）。また、WTO加盟の受益者となる加工・輸出企業、金融、電信企業などは東部に集中しているため、中西部開発政策があっても5年以内に東部税収の構成比がさらに若干上がる可能性が強い。

図3 中国の3大経済地帯の財政収入構成比の推移



出所：『中国統計年鑑』（各年版）により作成

図4 再配分前後中央財源の構成比の推移



第5に、中央と地方の財政関係を見ると、WTO加盟により国税である関税の収入減になつても、関税の割合が低いため（1992～2001年には3.4%～6.5%）、両税（増値税及び消費税）の収入増により、中央歳入の構成比がやや上昇することが考えられる。しかし、両税は主に税返還の財源として地方に還付されるため、再配分後の中央歳入構成比はやや低下することになる。近年、この傾向がすでに認められている。財源配分では、中央財政の構成比は、分税制実施の1994年の55.7%に低下したが、1998年に積極的財政政策の実施により拡大されており、2001年に52.4%に上昇して、2002年の当初予算では55.7%に達している。これに対して、税返還や補助金などの再配分後、中央財政の構成比は2001年に19.3%に下がっており、2002年の当初予算では18.4%に低下している（図4）。

3. 税収に関する推定結果

本節では、上述した各税の2005年における税収額の予測を行う。その際、前提となるGDPの予測値に関しては、以下の5つのパターンを用いる。すなわち、名目成長率が7%、10%、12%、15%、17%の5つのケースである。日本のシンクタンクなどの予想によると、2005年までの中国の平均実質成長率は7%台前後だとされている。これに、後述するGDPの推定結果を考慮し、以上の5パターンを設定した。以下で用いるデータは、中国分税制改革の行われた1994年を含む、1991年から2000年までの10年間を対象期間にしており、『中国財政年鑑』を基礎資料として用いている¹⁷⁾。

記号については、（ ）内は t 値、 \bar{R}^2 は自由度修正済み決定係数、S.E.は方程式の標準誤差、DWはダービン・ワトソン比である。

(1) 国内総生産

以下で税収額を展望する上で、経済成長の見通しが焦点になる。例えば、日本経済研究センターの予測では、2020年までの中国の年平均実質成長率は7.2%であると予測しているが、本論文では名目GDP成長率を用いるため、国内総生産（GDP）について考察する。

1990～2000年の名目GDPの平均成長率は、15.47%である。GDPの成長に寄与する項目は多々あるが、ここでは中国への新規進出企業¹⁸⁾の活動が国内総生産（GDP）にどの程度貢献しているのかを見るために、次式を推定する。

$$GDP_t = \zeta_1 + \zeta_2 GDP_{t-1} + \zeta_3 I_t + \varepsilon_t \quad (3.1.1)$$

ここで、 GDP は国内総生産、 I は対中直接投資、 ε は確率攪乱項である。符号条件は、 $\zeta_2 > 0, \zeta_3 > 0$ である。推定結果は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} GDP_t &= 6780.10 + 0.7809 GDP_{t-1} + 4.8244 I_t \\ \bar{R}^2 &= 0.9945, S.E. = 1833.40, h = 1.2008 \end{aligned} \quad (3.1.2)$$

ここで、 h はダービンの h 統計量である。符号条件は満たされているので、(3.1.2) 式を用いて平均成長率を計算した結果、平均成長率は15.50%であった。先行研究及び上述の結果を考慮し、以下で税収額を推定する際に用いる名目GDP成長率は、7%、10%、

12%、15%、17%の5つのパターンを設定することにする。

(2) 関税収入

中国のWTO加盟によって、関税率は大きく引き下げられ、2005年にはさらに10%にまで引き下げることが目標とされている。本節では、関税率引き下げによる関税収入への影響を見る。

推定式は以下の通りである。まず、関税収入に大きく影響すると考えられる輸入額を次式で推定する。

$$\log M_t = \alpha_1 + \alpha_2 \log GDP_t + \alpha_3 \log TR_t + \alpha_4 D_1 + \varepsilon_t \quad (3.2.1)$$

また、輸入額を説明変数として関税収入を次式で推定する。

$$\log T_t = \alpha_5 + \alpha_6 \log M_t + \alpha_7 D_1 + \varepsilon_t \quad (3.2.2)$$

ここで、 \log は自然対数、 M は輸入額、 GDP は国内総生産、 TR は関税率、 T は関税額、 ε は確率攪乱項である。また、 D_1 は2000年が1、それ以外の年が0となるようなダミー変数である。2000年には、関税収入が急増している。これは、輸入の急増、密輸を有効に取り締まることができるようになったこと、国内企業の経営が良くなり関税の滞納が減少したこと、国際石油価格が上昇したにもかかわらず、原油や石油関係製品の輸入を増やしたことなどの諸事情によるものであると考えられる¹⁹⁾。したがって、2000年における関税収入の急増に関しては、ダミー変数を入れることにより処理する。 $(3.2.1)$ $(3.2.2)$ 式における係数パラメータの符号条件は、 $\alpha_2 > 0, \alpha_3 < 0, \alpha_6 > 0$ である。1991年から2000年までのデータを用いて推定した結果は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \log M_t &= -4.3015 + 1.2901 \log GDP_t + 0.4645 \log TR_t + 0.2698 D_1 \\ R^2 &= 0.9843, S.E. = 0.0670, DW = 2.9659 \end{aligned} \quad (3.2.3)$$

$$\begin{aligned} \log T_t &= 1.0628 + 0.5090 \log M_t + 0.5530 D_1 \\ R^2 &= 0.8047, S.E. = 0.1854, DW = 1.9521 \end{aligned} \quad (3.2.4)$$

$(3.2.3)$ 式では、 $\alpha_3 < 0$ という符号条件が満たされていない。関税率の引き下げに反応する以上に、GDPの成長率が大きいことが理由の一つと考えられる²⁰⁾。そこで、2005年の関税収入の予測を行う際には、GDPだけを説明変数に用いた輸入額を使う。推定結果は、

$$\begin{aligned} \log M_t &= -1.4023 + 0.9663 \log GDP_t + 0.2213 D_1 \\ R^2 &= 0.9543, S.E. = 0.1143, DW = 1.1162 \end{aligned} \quad (3.2.5)$$

となる。 $(3.2.5)$ $(3.2.4)$ 式を用いて、2005年の関税収入を予測した結果は、表3の通りである。

(3) 増增值税及び消費税

増增值税は次式で推定する。

$$\log VAT_t = \gamma_1 + \gamma_2 \log GDP_t + \varepsilon_t \quad (3.3.1)$$

ここで、 VAT は増增值税額、 GDP は国内総生産、 ε は確率攪乱項である。また、符号条件は $\gamma_2 < 0$ となる。1994年から2000年までのデータ（増增值税は1994年に改正）を用いて推定し

た結果は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \log VAT_t &= -7.8193 + 1.4072 \log GDP_t \\ R^2 &= 0.7519, S.E. = 0.1765, DW = 2.3583 \end{aligned} \quad (3.3.2)$$

符号条件を満たしているので、(3.3.2)式を用いて2005年の増税の予測値を求めると、表3のようになる。

また、消費税の推定式は以下の通りである。まず、関税収入に大きく影響すると考えられる輸入額を次式で推定する。

$$\log COT_t = \gamma_3 + \gamma_4 \log GDP_t + \varepsilon_t \quad (3.3.3)$$

ここで、 COT は消費税額、 GDP は国内総生産、 ε は確率攪乱項である。符号条件は、 $\gamma_4 > 0$ となる。1994年から2000年までのデータ（消費税は1994年に新設）を用いて推定した結果は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} \log COT_t &= -4.0941 + 0.9511 \log GDP_t \\ R^2 &= 0.9176, S.E. = 0.0635, DW = 1.5679 \end{aligned} \quad (3.3.4)$$

符号条件は満たされている。(3.3.4)式に基づき、2005年の消費税の予測を行った結果は、表3の通りである。

税関で徴収した両税（増税、消費税）は、次式で推定する。

$$\log WT_t = \gamma_5 + \gamma_6 \log M_t + \varepsilon_t \quad (3.3.5)$$

ここで、 WT は税関徴収両税額、 M は輸入額、 ε は確率攪乱項である。符号条件は、 $\gamma_6 > 0$ である。推定結果は以下のようになる。

$$\begin{aligned} \log WT_t &= -17.9935 + 2.5856 \log M_t \\ R^2 &= 0.9114, S.E. = 0.1631, DW = 1.7122 \end{aligned} \quad (3.3.6)$$

符号条件を満たしているので、3.(2)節の輸入関数の推定値及び(3.3.6)式を用いて推定を行う。結果は表3のようになる。

(4) 営業税

営業税の推定式は以下の通りである。まず、第三次産業生産額を次式で推定する。

$$\log TIP_t = \delta_1 + \delta_2 \log GDP_t + \varepsilon_t \quad (3.4.1)$$

さらに、営業税額を、第三次産業生産額を説明変数として推定する。

$$\log BT_t = \delta_3 + \delta_4 \log TIP_t + \varepsilon_t \quad (3.4.2)$$

ここで、 TIP は第三次産業生産額、 GDP は国内総生産、 BT は営業税額、 ε は確率攪乱項である。符号条件は、 $\delta_2 > 0, \delta_4 > 0$ である。1991年から2000年までのデータを用いて推定した結果は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} \log TIP_t &= -1.8625 + 1.0524 \log GDP_t \\ R^2 &= 0.9822, S.E. = 0.0726, DW = 0.5818 \end{aligned} \quad (3.4.3)$$

$$\begin{aligned} \log BT_t &= 0.0518 + 0.7199 \log TIP_t \\ R^2 &= 0.8377, S.E. = 0.1705, DW = 1.5206 \end{aligned} \quad (3.4.4)$$

符号条件は満たされているので、(3.4.3) (3.4.4) 式に基づき、2005年の営業税の予測を行う。結果は表3の通りである。

(5) 企業所得税

企業所得税の推定式は以下の通りである。

$$\log EIT_t = \phi_1 + \phi_2 \log GDP_t + \epsilon_t \quad (3.5.1)$$

ここで、 EIT は企業所得税額、 GDP は国内総生産、 ϵ は確率攪乱項であり、符号条件は、 $\phi_2 > 0$ である。1991年から2000年までのデータを用いて推定した結果は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \log EIT_t &= 4.1977 + 0.2323 \log GDP_t \\ R^2 &= 0.6017, S.E. = 0.0936, DW = 1.5842 \end{aligned} \quad (3.5.2)$$

符号条件は満たされているので、(3.5.2) 式に基づき、2005年の企業所得税額の予測を行った結果は、表3の通りである。

(6) 税収総額

税収総額の推定式は以下の通りである。

$$TT_t = \phi_1 + \phi_2 (T_t + VAT_t + COT_t + WT_t + BT_t + EIT_t) + \epsilon_t \quad (3.6.1)$$

ここで、 TT は税収総額、 T は関税額、 VAT は国内増增值税、 COT は国内消費税、 WT は税關徵收両税、 BT は営業税、 EIT は企業所得税、 ϵ は確率攪乱項である。また、符号条件は、 $\phi_2 > 0$ である。1991年から2000年までのデータを用いて推定した結果は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} TT_t &= 1540.38 + 1.0331 \log(T_t + VAT_t + COT_t + WT_t + BT_t + EIT_t) \\ R^2 &= 0.9751, S.E. = 507.470, DW = 1.7294 \end{aligned} \quad (3.6.2)$$

符号条件は満たされているので、(3.6.2) 式及び前節までに求めた各税の予測値を用いて、2005年の税収総額の予測を行う。結果は表3の通りである。

表3 2005年のGDP及び税収

(単位：億元)

	2000年実績	成長率7%	成長率10%	成長率12%	成長率15%	成長率17%
名目GDP	89,404.0	124,984.9	143,516.6	157,046.7	179,237.1	195,374.5
関税收入	750.4	886.2	948.6	991.6	1,058.1	1,104.0
增值税	6,161.0	5,976.1	7,259.6	8,240.9	9,925.3	11,205.5
消費税	863.0	1,173.8	1,338.7	1,458.5	1,653.8	1,795.1
税關徵收両税	1,493.0	3,923.6	5,542.5	6,941.6	9,657.6	11,978.8
営業税	1,868.0	2,003.0	2,224.2	2,381.3	2,632.1	2,809.8
企業所得税	1,441.0	1,016.3	1,049.5	1,071.7	1,105.1	1,127.5
税収総額	12,581.5	17,015.2	20,511.3	23,323.8	28,434.2	32,554.7

(7) まとめ

最後に、本節での分析をまとめ、今後に残された課題を示したい。

表3の推定結果によると、2005年には、関税は名目成長率7～17%すべてのケースで、2000年より増額になる。その構成比（関税の対税収総額比）は名目成長率が上がるにつ

れて減少しているが、名目成長率7%と17%の以外はほぼ4%となるため、関税収入の安定性が示されている。国内消費税は、名目成長率が高ければ高いほど、伸び率及び対税収総額構成比が低くなる傾向が顕著に示されている。両税（税関で徴収する輸入品増価税・消費税）は、名目成長率が増加するにつれて構成比が増加している。国内増価税は7~10%までは増加するが、12~17%では減少する。また、消費税の所得弾力性が低いという特徴が示されている。しかし、両税の構成比（両税の対税収総額比）はいずれも65%以上となり、名目成長率7%以外は2000年実績の66.7%より高くなる。上述したとおり、営業税の課税ベースの一部が増価税に組み入れられれば、この構成比はさらに上がると考えられる。

営業税と企業所得税にも、名目GDP成長率が上昇するにつれて、税額が鈍化ないし減少するという傾向がある。企業所得税の低迷は輸入によるインパクトが考えられるが、これは直接税の一般的な鈍化傾向を代表して例示しているといえるかもしれない。

本節では、線形回帰モデルで分析を行ったが、データの欠如などによって結果が変化する可能性がある。今後は新しいデータを収集しながらより精密なモデルを作り、この結果がどの程度成立するのかを検討していく予定である。

おわりに

本稿は、中国WTO加盟による財政へのインパクトを検討した。具体的にいえば、WTO加盟に備えて、中国が改正しなければならない財政的法規（特に税法）の変化などを分析した上で、中国の税収の動向、財政構造の変化、中央と地方との財政関係の行方などを展望してきた。本稿を通じて明らかになった点はおよその通りである。

(1)財政において、WTO加盟により、まず影響を受けるのは関税である。関税率の引き下げに関して言えば、2005年には、平均関税率を発展途上国の平均水準以下に引き下げるとしている。しかし、常識的には関税率の引き下げとともに関税額も減収になるはずであるが、中国では逆に関税額の収入増が見られ、関税の比重（関税額の対税収総額比）も1994年以降ほぼ横ばいになってきている。この現象の発生原因として、WTO加盟による輸入の拡大（近年の密輸への有効的な打撃とも関係がある）、国際石油価格の上昇中の原油や石油関係製品の輸入増、国内の好景気による関税滞納の減少、近年税関管理の強化による脱税の減少などがあげられる。

中国のWTO加盟関係文書における関税割当に関する諸規定により、中国は輸入関税割当をさらに廃止していくはずである。したがって、中国の関税の実効税率は平均関税率に次第に近づくことが考えられる。

このようにして、中国が関税率を大幅に引き下げても、輸入額の上昇により、関税収入額は関税率の引き下げと同じ比率で低下しないだろうと予想される。

(2)中国の最大の税収源である増価税については、現行の生産型増価税制度では、固定資産に投資をすると固定資産の増価税を課税されるため、企業のコストの圧力となる。い

いくつかの産業では、輸入製品は中国の国産品と比較すると、事実上関税はマイナスであり、中国製品は競争において不利な地位に置かれている。現行の生産型増価税制度は、企業の固定資産投資が抑制されており、今後のハイテク重視、中西部大開発のための設備投資とインフラ促進においても不利である。中国製品の競争力を高めるため、中国は消費型増価税に改正することを計画している。

増価税と営業税の二重課税という問題点を克服するため、営業税の課税範囲を縮小し増価税の課税範囲を拡大して、従来営業税の課税範囲であった不動産業、建設業、交通運輸業等のサービス業を増価税の課税範囲に組み入れることが提案されている。これにより、営業税は収入減、増価税は収入増となるであろう。

また、関税率の引き下げ、非関税障壁の撤廃及び輸入品に対する市場開放の進展とともに、輸入量の拡大により、国内工業品への内需が縮減され、工業の増価税が減少することになる。これに対して、商業の増価税が増える。ともあれ、増価税の収入増が予測できる。

(3) 優遇措置が最も多く見られる企業所得税については、外資系企業への優遇税制はWTOのルールとは直接の関係はないが、内外資企業間の所得税負担の不公平という問題点を克服するために、中国は、外資系企業への優遇税制を撤廃し内外企業の税率統一を目指す税法改革を行い、現在の中国企業向けの「企業所得税暫定条例」と外資系企業向けの「外国投資企業及び外国企業所得税法」を統一するという方針を打ち出している。

そして、内陸部の外資誘致を促進するため、従来の地域別、企業別、直接型の優遇措置から最近のハイテク重視等の産業政策型、中西部開発型、間接型の優遇措置に移行する可能性がある。

しかし、中西部開発政策などが行われても、WTO加盟により租税貢献率がさらに大きくなる加工・貿易企業は沿海部に集中しているので、今後5年以内では、沿海部税収の構成比は若干上がる可能性が強い。こうして、沿海部と内陸部との経済格差がさらに拡大するおそれがある。

(4) WTO加盟により、中国の財政においては、税制、税法などの大きな変化がもたらされるだろう。租税構造では、特に営業税はその徴税範囲の縮小により基幹税の地位を失う可能性があり、増価税の徴税範囲の拡大、輸入の増加、税率の引き上げなどにより、増価税収入が膨張し、両税（増価税及び消費税）の収入は税収総額の60%を超える可能性が強くなる。こうして、もともと間接税収比率が大きかった中国財政システムであるが、今後さらに間接税収比率が大きくなるだろう。また、間接税の所得弾力性が低いため、両税を主体とする間接税収比率が高くなると、中国で再び税収の対GDP比が低すぎるという財政問題が生じるおそれがある。これに関連して、中国財政は直接税収率を如何に高めるのかという課題に直面していることも考えられる。

(5) 中央と地方の財政関係においては、WTO加盟により国税である関税収入が減少しても、両税（75%部分）は中央財政収入であり、拡大すると中央財政収入構成比が大きくな

るが、それは財政移転の財源として地方財政に還付されるため、再配分後の中央財政収入構成比は縮小するかもしれない。

ともあれ、本稿は中国WTO加盟による財政問題をできる限り客観的な事実やデータに即しつつ、現実の様態を評価し、将来のシナリオを示すとともに、問題点をいくつか提示した。今後、WTO規則に備えて如何に税制を充実するかは中国にとって非常に重要な課題となっていると考えられる。

注

- 1) 例えば、中国社会科学院数量経済技術経済研究所、オランダ中央計画局経済政策分析所及び韓国对外経済研究院によるCGE（Computable General Equilibrium）モデルなど。
- 2) 分税制（Tax Sharing System）とは、中央と地方の事務権限を明確にして、歳入と歳出それぞれの範囲を明確に区分し、税収を中央税、地方税、中央・地方の共有税に分けて、それぞれ徵収する制度である。
- 3) 中国でいう平均関税率は、加重平均ではなくて、算数平均したものである。1990年代のデータにより、次の回帰式が成立するという（中国国际税収研究会（2000）、p.79参照）。すなわち、
加重平均関税率 = $0.13748 + 0.7116 \times \text{算数平均関税率}$
- 4) 産業別平均関税率は工業品11.6%、農産物15.8%、水産物14.3%となる。半導体など情報技術製品300品目についてはITA（情報技術協定）に基づき、平均関税率を5%に引き下げ、うち100品目は0%となる。
- 5) 法律では、『中華人民共和国企業所得税暫定条例』は国务院により発布された行政的法規であるのに対して、『中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法』は人民代表大会で可決された法律である。
- 6) 「中華人民共和国外商投資企業、外国企業所得税法」（1991年4月可決）、「中華人民共和国外商投資企業、外国企業所得税法実施細則」（1991年6月公布）による。
- 7) 現行企業所得税33%の標準税率のうち、実に30%は国、3%は地方に区分されている。
- 8) また、各地域には独自の企業所得税優遇政策もある。例えば、大連経済技術開発区では、再投資の企業発区内の輸出型企業又は技術先進型企業に対しては、その再投資部分の納税済み所得税を全額還付する。
- 9) 設立条件は、研究開発資金は200ドル以上、採用研究者の比率は80%以上とされる。
- 10) 中西部は、山西、内蒙ゴ、吉林、などの19の省・直轄市・自治区を指す（本稿の注16参照）。
- 11) 対象企業は、国家経済貿易委員会と对外貿易経済合作部が公表した「外商投資産業指導目録」の奨励類と制限乙類のプロジェクト及び国务院認可の優位性産業と優位性プロジェクトに従事する企業である。
- 12) 奨励類のプロジェクトに関する業務を指す。
- 13) 増税の課税方式には、以下の3種類がある。すなわち、①生産型増增值税：固定資産の購入にかかる仕入增值税を固定資産の取得価額に入れて減価償却を通してコスト負担させる方法、即ち固定資産の税額控除を認めない方法、②消費型増增值税：固定資産購入にかかる仕入增值税を売上の増增值税から控除する方法を認めて生産業者に增值税を負担させない方法、つまり新規投

資固定資産に含まれる増価税の一括税額控除を認める方法、③収入型増価税：固定資産分の一括税額控除ではなく当期償却分相当額等方法で算定された税額控除のみを認める方法、である。

- 14) 何忠仁・李忠（2000）参照。
- 15) 外国企業は中国企業に設備と技術を提供し、中国はこの設備等を使用して生産した製品に関する設備等の代金と利息を返済する場合の利息に対して企業所得税を免税することである。
- 16) 東部は沿海部で、北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、廣東、廣西、海南の12省・直轄市、中西部は内陸部であるが、中部は、山西、内モンゴル、吉林、黒龍江、安徽、江西、河南、湖北、湖南、重慶、四川、貴州、陝西の13省・直轄市・自治区、西部は、雲南、チベット、甘粛、青海、寧夏、新疆の6省・自治区である。
- 17) 中国研究においては、中国統計出版社発行の『中国統計年鑑』が用いられることが多いが、中国の財政統計を系統的に網羅した統計書として、中国財政雑誌社発行の『中国財政年鑑』がある。この統計書は毎年定期的に刊行されるものであるが、掲載情報の内容が一貫しないため、分析に用いるのは困難である。また、「年鑑」類統計書における最新情報の欠如という問題点を克服するため、中国財政部長の年度報告や新聞記事を利用している。なお、中国データの信頼性には疑問が残るが、『中国財政年鑑』は何と言ってもその信頼度・カバレッジなどの点で最も優れた資料と思われる。そこで本研究では、『中国財政年鑑』を基礎資料として用いることとした。
- 18) 中国への新規進出企業の代理変数として、対中直接投資を利用する。
- 19) 2000年の輸入の激増などに及ぼした影響は、WTO加盟のための政策とも考えられる。したがって、この影響は2001年以降も続くと考えられるので、予測を行う際にはダミー変数の値は1としている。
- 20) なお、他にも、

$$M_t = -2138.54 + 0.1639 GDP_t + 0.2028 (GDP_t \times TR_t)$$

$R^2 = 0.8832, S.E. = 1561.81, DW = 1.2250$

などの推定も行ったが、いずれも符号条件を満たさなかった。

参考文献

- 阿部一知・浦田秀次郎編著『中国のWTO加盟と日中韓貿易の将来』、日本経済評論社、2002年
 何忠仁・李忠「WTO国際慣例と中国流通税制改革」、『現代経済探討』、2000年
 経済企画庁経済研究所編『21世紀中国のシナリオ』、大蔵省印刷局、1997年
 坂本忠次・張忠任「中国の税制改革と新税制」、『岡山経済学会雑誌』Vol.27、No.4、1996年
 鮫島敬治・日本経済研究センター「2020年の中国——政治・外交・経済・産業の将来を読む——」、日本経済新聞社、2000年
 余永定・鄭秉文主編『中国WTO加盟の研究報告：WTO下の中国産業』、社会科学文献出版社、2000年
 張忠任『現代中国の政府間財政関係』、お茶の水書房、2001年
 張風波「中国マクロ経済分析」、有斐閣、1989年
 中国科学院可持续发展研究グループ『2002中国可持续发展战略报告』、科学出版社、2002年
 中国国際税収研究会編『中国WTO加盟と税収改革』、中国税務出版社、2000年

- 陳春潔他『中国WTO加盟問題報告』、中国社会科学出版社、2002年
日本貿易振興会『中国の関税率』(各年版)
任泉『WTO知識全書』、経済日報出版社、2000年
藤本利躬・西田小百合『計量経済学』、中央経済社、1999年
劉国光他主編『経済青書：2002年中国経済情勢分析と予測』、社会科学文献出版社、2002年
Lawrence R.Klein and Shinichi Ichimura (Edt) *Econometric Modeling of China*, World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd. ,2000

キーワード 中国WTO加盟 関税率 増值税 優遇政策 税法改正 財政的対応
外資系企業 中央財政 税収推定

(ZHANG Zhongren Sayuri NISHIDA)